

米原市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市契約規則(平成17年規則第43号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、本市が発注する指名競争入札について、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、指名競争入札に付する案件の内から、市長が定めるものとする。

(指名通知)

第3条 郵便入札の方法により入札を行う場合は、規則第21条第1項に規定する指名通知書に、当該規定に基づく事項のほかに、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書(別記様式第1号)の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他必要と認める事項

(入札書の提出方法等)

第4条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書その他指定された書類(以下「入札書等」という。)を、第3条第2号の到達期限までに一般書留または簡易書留で郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

2 前項の規定により入札書等を送付する場合は二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し案件番号、案件名および入札参加者名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により送付するものとする。ただし、入札書等を持参する場合は、外封筒を省略することができる。

3 前項の郵送用の外封筒は、宛先名を「米原市役所総務部契約担当課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称(法人にあっては、法人名)および氏名を記載しなければならない。

4 複数の案件を一つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限までに送付しなければならない。

5 郵便入札に係る費用については、入札結果に関わらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の保管等)

第5条 入札書等を受領したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで総務部契約担当課において厳重に保管するものとする。

2 受領した入札書等は、辞退、撤回、書換えまたは引換えをすることはできない。

3 持参の場合、入札参加者は、入札書等を契約担当課に持参し、契約担当者はこれを開札日時まで総務部契約担当課において厳重に保管するものとする。

4 契約担当課の職員は、開札前にいかなる理由があっても内封筒を開封してはならない。
(入札回数)

第6条 郵便入札に付した場合の入札回数は、原則として2回までとし、必要と認めるときは3回まで行うことができる。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

2 予定価格を事前公表したときは1回とする。

(入札書の無効)

第7条 規則第15条に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

(1) 第3条第2号の到達期限までに提出されなかったとき。

(2) 第4条に規定する提出方法によらず送付または持参されたとき。ただし、二重封筒を用いない場合は除く。

2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

(開札の立会い)

第8条 入札参加者のうち希望する者がいるときは、開札に立ち会うことができる。

2 開札の立会いを希望するものがない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

(開札)

第9条 開札は、指名通知書に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定はくじにより行うものとする。

(落札者への通知等)

第10条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に書面により通知するとともに、入札結果を、総務部契約担当課窓口において閲覧に供するものとする。

(再度の入札)

第11条 再度の入札を行う場合、直ちに最低入札価格、入札書の到達期限、開札日時および場所を指定し、当該入札に参加した者のうち、有効な入札を行った入札参加者に通知するものとする。

2 再度の入札を行う場合、第4条から第10条までの規定を準用する。

(入札の延期等)

第12条 契約担当課長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期および中止ならびに取消しをすることができる。

(異議の申立て)

第13条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知または内容の不明

を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。